

平成 20 年 3 月 1 日

三重県知事様

淀川水系流域委員会 前委員 荻野芳彦
同 上 現委員 千代延明憲

質問書

木津川上流の指定（知事管理）区間の河川管理について

三重県知事におかれましては、地域主権の考え方にに基づき、県民の先頭に立って県民の安心と安全のために地域づくりを進められ、ご同慶に存じます。

ご承知の通り、淀川水系流域委員会におきましては 7 年間の長期にわたり、淀川水系の河川整備計画について審議をしております。木津川上流に予定されております川上ダムに関する利水問題についてご質問いたします。よろしくご回答をいただきますようお願い申し上げます。

このたび河川管理者（近畿地方整備局）から、大内地点（川上ダムに関わる基準点）における渇水流量及び河川維持流量が公表されました。「基準渇水流量」という言葉は使えないとのことですが、実質的には 20 年間の第二位の渇水流量を採用しており、10 分の 1 の利水安全度として昭和 42 年（基準年）の渇水流量を $0.68\text{m}^3/\text{s}$ としています。これは国の利水安全度の基準を満たしております。また、それに対して河川維持流量は $0.74\text{m}^3/\text{s}$ として公表されました。

1. これらの数値について、ダム開発を含む河川整備計画に関する重要事項は、決定に際して遅滞なくこれを公表して関係自治体および市町村長等の意見を聞くことが必要とされています。三重県として近畿地方整備局から十分な説明を受けておられますか。
2. この大内地点は指定区間と直轄区間の境界にあります。上の 1. の質問に照らして、指定区間の河川管理者として三重県知事が、指定区間の河川維持流量を決定したという事実はありますでしょうか。
3. 河川維持流量 ($0.73\text{m}^3/\text{s}$) が渇水流量 ($0.68\text{m}^3/\text{s}$) を上回り、逆転した数値となっています。通常このようなことはありませんが、何か特別な配慮があったのでしょうか。また、この数値を川上ダム開発の基礎数値として、河川維持流量の不足分を不特定利水容量として、新規利水は新規利水容量として、川上ダムに利水容量を確保しております。このことをご承知でしょうか。

4. 今般の川上ダムの利水計画は奈良県および西宮市の上水道が撤退の意向を明らかにし、伊賀市水道も規模を縮小しました。川上ダム建設の利水容量に関わる負担は三重県と伊賀市水道が負うこととなります。当然、建設後の維持管理費の負担も負わなければなりません。将来の財政負担をどのようにお考えでしょうか。
5. 委員の意見には、河川維持流量を仮に $0.3\text{m}^3/\text{s}$ 程度に設定すると、渇水流量との差は約 $0.38\text{m}^3/\text{s}$ となり、伊賀市水道が必要とする水量 ($0.358\text{m}^3/\text{s}$) を確保でき、もちろん不特定利水容量も不必要となる、との考えがあります。規模を縮小したこの段階でダムの利水容量は不要となり、三重県や伊賀市水道のダムに関わる大規模な財政負担はなくなり、重い荷物を降ろすことが出来ます。いかがでしょうか。三重県民としては大きな負担を強いられるより、利水管理の基準も満たし、自然環境にも配慮し、安定した水源確保からもこの程度の利水管理が妥当と思われませんが、どうでしょうか。
6. 以上でご質問はおわりますが、淀川水系流域委員会では3月末日に意見書を取りまとめて近畿地方整備局に提出することになっております。年度末のご多忙中のこととは存じますが、3月8日までにご回答をいただければ幸甚に存じます。

以 上

付 言

下記のような水利調整の必要性も委員会で審議されておりますので申し添えます。

淀川下流域の上水道・工業用水は三重県内のダム等に水利権を持ち、1日約300万 m^3 の未利用水を抱えております。そこで青連寺ダムに水利権を有する大阪市の上水道の一部を転用し、これを青連寺開拓事業の用水パイプラインを利用して伊賀市水道に送水する、この案は、上下流の流域住民の連携とオール三重県として農業分野と市民が協力できる大変よい案であると思われれます。

また、新河川法では渇水時の水融通の円滑化が加えられ、異常時に備えた流域全体の利水管理体制を整備することが必要と謳われています。異常渇水時の緊急水の確保も重要な課題です。出来る限り既存の水源は廃棄せず確保して、その上で、淀川下流住民との連携も施策のひとつに入れてください。